

# 国民投票運動規制・罰則並びにメディア規制・国民に対する周知広報について

2006(平成18)年12月12日

日本弁護士連合会

## 1 国民投票運動を規制することについて

憲法改正のための国民投票に関しては、選挙の規制の手法が用いられるべきではなく、国民の意見表明の自由が確保されなければならない。

### 国民投票運動が規制される特定公務員の範囲

投票事務関係者の国民投票運動の規制はともかく、このような規制が裁判官、検察官、公安委員会の委員、警察官などにも及ぶとすることは反対である。

### 公務員・教育者の地位利用による国民投票運動の禁止

「地位利用」という不明確な概念で、公務員・教育者の活動を規制することは、これらの者の意見表明や活動を萎縮させる現実的危険性を持つものであり、反対である。

### 組織的多数人買収・利害誘導罪の設置

このような、憲法改正についての国民の意見表明の自由や、国民の間で自由闊達な議論が交わされることについての萎縮的效果を生じさせる危険の存する規定には反対せざるを得ない。

## 2 メディアにおける広告表現の規制について

憲法改正案についてのメディアにおける広告表現については、賛成意見も反対意見も同等に扱うとともに、資金力による不公平が生じないような工夫が必要である。

### メディアにおける意見広告

テレビや新聞などメディアを利用した意見広告については、賛成意見も反対意見も、同等の時間、同等の回数 of 放送や広告を利用できるようにすべきである。

### 政党にのみ無料広告を認めること

政党のみに無償で、新聞やテレビなどの放送による広報活動、広告を行うことを認めるのではなく、政党等以外の団体や市民も、無料で放送や新聞広告による広報活動ができるようにするための工夫が検討されるべきである。

### 投票日前の放送規制等

法案では、投票の7日前からは、政党等によるものを除いては、テレビやラジオを利用した広報活動を一切禁止しており、さらにこの期間を延長するとの意見も聞かれる。しかし、投票直前にこれらを利用した広報活動の一切を禁止することは、民主主義社会の根幹をなす表現の自由を侵害するものであり、許されないというべきである。

## 3 国民に対する周知広報について

広報協議会については、周知の公正性・平等性を担保するために、賛否の意見が平等に反映されるように委員を選出すべきであるとともに、外部委員の選任も検討すべきである。

## 4 その他

以上